

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
福島森林管理署白河支署長 佐藤 健司

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 3号物件：現場用品（センサーカメラ外）
詳細については別紙仕様書及び契約条件書のとおり
- 2 納入期限 令和6年3月15日（金）
- 3 納入場所 福島森林管理署白河支署
- 4 見積書等提出の日時・場所 日時 令和6年2月27日（火）13時30分まで
場所 福島森林管理署白河支署総務グループ（経理担当）
※郵送または持参による提出も認めます。その場合、上記期限までに福島森林管理署白河支署 総務グループ（経理担当）へ提出してください。
郵送の場合、書留郵便又は配達証明郵便で、令和6年2月26日（月）15時00分までに到着したものに限りします。
- 5 提出書類 (1) 見積書
※電子調達システムで提出する場合は見積額は税抜金額を入力してください。
※紙で提出する場合の見積額は税抜金額と税込金額が分かるように記載し、必ず日付を記載してください。
(2) 内訳書
※電子調達システムを用いて参加する場合は、データとして内訳書を添付してください。
(3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
※郵送・持参する場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出して下さい。
- 6 契約の締結日 見積採用の日
- 7 必要な資格等 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「東北」地域の競争参加資格「物品の販売」を有する者であること。
- 8 その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
(2) 仕様書の種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、令和6年2月20日（火）までに別添「提案書」を提出（FAX 可）し、森林管理署担当者の確認を得ることとします。
(3) 見積書を提出した場合は、「契約条件書」を承諾したものとみなします。

（担当：総務グループ（経理））
（TEL：0248-23-3135）
（FAX：0248-23-3137）

(別紙)

仕 様 書

3号物件：現場用品（センサーカメラ外）

番号	物品名	規格・品質		種別 ※	数量	単位
		規格・品質	例示品			
1	センサーカメラ	夜間カラー撮影モデル自動撮影カメラ (センサーカメラ) ストロボフラッシュ/白色LEDフラッシュ 赤外線LED搭載 カラー撮影/シロクロ撮影 選択 最大4800万画素の静止画撮影 音声付きFHD動画撮影 SDカードの上書き機能の搭載	ブランド名： TREL(トレル) 40J-T 製造元： GISupply 夜間カラー撮影モデル自動撮影カメラ(センサー カメラ) ストロボフラッシュ/白色LEDフラッシュ 赤外線LED搭載 カラー撮影/シロクロ撮影 選択 最大4800万画素の静止画撮影 音声付きFHD動画撮影 SDカードの上書き機能の搭載	1	3	台
2	低圧発砲手袋	低圧発砲手袋	ヨツギ株式会社 注文No.EB405 低圧発砲手袋 FX Lサイズ	3	1	双

※種別1 規格・品質欄の規格品

- 規格・品質欄の指定内容を満たす物品
- 規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

2. 納入

納入場所は福島森林管理署白河支署（福島県白河市郭内128-1）、納入数量は上記のとおりとし、
納入期限は3月15日（金）とする。

3. その他

種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、担当者に予め確認し了解を得ることとする。
また、詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせすること。

契約条件書(売買)

- 1 この契約条項において支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとす。
甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれたかしかあつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によつて解決するものとする。

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
(4) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、競争参加資格（「物品の製造」又は「物品の販売」）を有する者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書の提出先

福島森林管理署白河支署 総務グループ（経理担当）（TEL：0248-23-3135）

〒961-0074 福島県白河市郭内128-1

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きして下さい。

※見積書の宛名は「福島森林管理署白河支署長」として下さい。

3. 契約書等の作成の要否

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収または契約書を作成します。（契約金額により省略する場合があります。）

4. その他

- (1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。
(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。